

6. 安全・安心のまちづくりの方針

(1) 安全・安心のまちづくりの基本方針

南丹市における今後の安全・安心のまちづくりに関する基本方針を以下のように設定し、市民や企業、行政の各主体が協力し合いながら、災害に強く、安心して生活できる都市環境づくりを進めていきます。

① 防災機能を有する緑豊かな自然環境の保全

森林や田園は、二酸化炭素の吸収及び酸素の供給、汚染物質の吸着といった大気浄化や気候緩和などの環境保全機能のほか、水源涵養や土砂の流出防止、洪水調整など、防災面でも重要な機能を有しています。

このため、関係部局との連携により、生産緑地地区の保全、市街地周辺の田園や森林など、良好な自然環境の保全及び適正な維持・管理に努めます。

特に、今後、土地利用転換を図る区域については、土砂災害などの危険性を十分に検討した上で、安全・安心な土地利用を誘導します。

② 市民との協働による災害に強いまちづくり

誰もが安心して暮らせるまちを実現するためには、災害が発生しにくいまちづくりを進めるだけでなく、災害発生時における被害を最小限に留めることが重要となります。

このため、「南丹市地域防災計画」に基づいて、防災関係機関の連携強化、防災施設などの充実による各種安全対策、災害に対する市民意識の啓発などを進めます。

また、地域コミュニティを活かした近隣での助け合い活動や自主防災組織の育成・活用を促進するなど、地域ぐるみによる防災体制の確立を図ります。

③ コミュニティを活かした犯罪の起こりにくい地域社会づくり

窃盗や不審者などの犯罪を未然に防ぐためには、地域ぐるみによる防犯活動の充実は重要であるため、「南丹市安全で安心なまちづくり条例」に基づいて、警察署などの関係機関や市民、企業、行政の連携による防犯活動を実施するとともに、市民の安全安心に関する意識の高揚を図ります。

また、道路や公園などの公共空間の整備にあたっては、視線を遮る要因の排除や施設配置の工夫などにより、防犯性の向上を図ります。

(2) 分野別にみた基本方針

① 自然災害の防止・被害軽減対策の推進

自然災害から貴重な生命・財産を守るため、京都府との連携強化、適切な調整を図りながら、治山・治水事業や急傾斜地崩壊防止対策を計画的に推進します。

水害及び土砂災害対策として、治山・治水・砂防事業を推進します。治山・治水・砂防事業だけでは災害の防止が困難な区域については、地域住民の理解と協力を促しながら、適切な土地利用の誘導を図ります。

急傾斜地崩壊防止施設などの計画的な設置や開発業者への適切な指導などにより、急傾斜地の崩壊防止や造成地での災害防止を図ります。また、土石流、山崩れなどによる土砂災害を未然に防ぐため、砂防指定地の適切な運用を図ります。

土砂災害防止法による土砂災害警戒区域・特別警戒区域に指定されている地区では、警戒避難体制の充実、災害危険性に関する情報提供に努め、住民が主体となった避難体制づくりを促進します。また、新たな土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定を促進します。

台風や大雨時における水害を防止するため、桂川、由良川、園部川などの主要な河川の改修を働きかけるとともに、中小河川や用排水路の氾濫防止に努めます。更に、河川の整備計画や改修規模を上回るような洪水に対しても、その被害が軽減されるよう警戒避難体制の整備を図ります。

② 災害に強い都市基盤の整備推進

市街地や集落地域が分散する南丹市の特性を踏まえ、市民の安全で円滑な避難を確保するとともに、避難地をネットワークし、緊急物資を円滑に輸送できる災害に強い輸送路を確保します。

既存ストックを十分に活用しつつ、不足する地域では新たに公園や道路などを整備し、安全な避難地や避難路の確保に努めます。

電気、上下水道などのライフラインや情報伝達網の耐震化整備、非常用の貯水施設の設置、橋梁の長寿命化など、災害に強い基盤整備を進めます。

重層的な広域交通ネットワークの形成など、近隣市町と連携しながら広域的な防災体制の維持強化に努めます。

③ 建築物の耐震化や市街地の防災性の向上

木造住宅が密集する既存の市街地などにおいては、建替え時に不燃化や耐震化を促進するとともに、敷地内のオープンスペースの確保や緑化を推進し、防災性の向上を図ります。

また、寺社・仏閣などの樹林地は、災害時には延焼防止などの機能も果たすため、積極的に保全します。

災害時の避難地となる公共公益施設については、耐震診断・耐震改修の計画的推進、防災診断・改修の促進を図ります。

耐震相談窓口の設置など、個人住宅の耐震化への取り組みへの支援を進めます。

被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、人身の安全を確保するため、京都府と連携して、迅速に被災建築物の応急危険度判定を実施し的確に対応を図ります。

④ 身近な地域における防災意識の向上と防災体制の確立

地域の安全は地域住民が主体となって守ることを基本としつつ、地域、関係機関、行政が協働しながら防災体制の整備・強化を図ります。

行政においては、災害に関する情報の収集・伝達を迅速かつ適切に行うため、防災行政無線の整備を推進するとともに、CATVやホームページ、広報車などを活用して、避難地や浸水被害、土砂災害などについての情報提供に努めます。また、総合防災ハザードマップの普及、市民が参加する定期的な防災訓練の実施、学校教育や社会教育の場などを通じた市民一人ひとりの防災意識の高揚と災害についての適切な知識の普及に努めます。

地域においては、自主防災組織の育成・整備を図るとともに、高齢者や障がいのある人、要介護者などの災害時要援護者の確認、避難体制の確立など、地域に密着した迅速な初期防災体制の構築を図ります。また、平常時からの食料や防災器具の準備に努めます。

(3) 犯罪の起こりにくい地域づくりの方針

身近な地域コミュニティとの連携、防災・交通安全、福祉など他の分野との連携により、地域ごとに活動している防犯パトロールや子ども見守り隊の取り組みの育成支援など、犯罪のない安全な地域の実現に向けた取り組みを進めます。

道路、公園、駐車場、駐輪場などの不特定多数の人が利用する施設については、計画段階から防犯という視点を導入し、街路灯・防犯灯の設置や見通しの確保などにより、防犯性の高い施設としての整備を進めます。